

# 運 送 約 款

## 目 次

第1章	総 則 (第 1 条—第 2 条)
第2章	運送の引受 (第 3 条—第 5 条)
第3章	料 金 (第 6 条—第 1 3 条)
第4章	旅客の業務 (第 1 4 条—第 1 5 条)
第5章	賠償責任 (第 1 6 条—第 1 7 条)

## 第 1 章 総 則

### (適用範囲)

- 第 1 条 この運送約款は、当市が経営する航路で行う運送に適用されます。
- 2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。
  - 3 当市がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲で特約に応じた場合は、その特約によります。

### (定義)

- 第 2 条 この運送約款で「旅客」とは、観覧船に乗船する人をいう。
- 2 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が手回り品として自ら携帯して観覧船に持ち込むもので次の各号に掲げるものをいう。
    - (1) 重量が5キログラム以下の物品。
    - (2) 車椅子（旅客が使用するものに限る。）
    - (3) 身体障がい者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）
  - 3 この運送約款で「営業所」とは、当市の鵜飼観覧船事務所及び当市が指定する者の事務所をいいます。

## 第 2 章 運送の引受

### (運送の引受)

- 第 3 条 当市は、使用観覧船の運送能力の範囲内において旅客及び手回り品の運送契約の申し込みに応じます。
- 2 当市は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送契約の申し込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。
    - (1) 当市が第5条の規定による措置をとった場合。
    - (2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合。
      - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による感染症患者。
      - イ 泥酔者、薬品中毒者その他の旅客に迷惑となるおそれのある者。
      - ウ 精神病者、重傷病者又は6歳未満の小児で付添いのない者。
      - エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険に曝され、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者。
      - オ 上記各号に掲げるもののほか、岐阜市観覧船に関する条例第2条第2項に掲げる規定に該当する者。

(3) 旅客が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い又は行うおそれがある場合。

(4) 運送契約の申し込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合。

(手回り品の持込等)

第4条 旅客は、手回り品（第2条第2項第2号及び第3号に掲げるものを除く。）を2個に限り、観覧船に持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する観覧船の輸送能力を勘案し、当市が支障が無いと認められた時は、2個を越えて持ち込むことができます。

2 当市は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は手回り品の持ち込みを拒絶し、既に持ち込まれた手回り品を当市にて保管し、又は観覧船より下ろすよう命ずることがあります。

(1) 臭気を発するもの、不潔なもの、その他旅客に迷惑を及ぼすおそれのあるもの。

(2) 刀剣、銃器、兵器、爆発物、他の物品又は観覧船に危害を及ぼすおそれのあるもの。

(3) 遺体。

(4) 生動物（旅客が添乗させる身体障がい者補助犬を除く。）

(5) その他運送に不相当と認められるもの。

3 当市は、手回り品が前項各号のいずれかに該当する疑いがあるときは、旅客又は第三者の立会のもとに、当該手回り品の内容を点検することがあります。

(運航の中止等)

第5条 当市は、法令の規定によるほか、次のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用観覧船、発着時刻、運航経路若しくは発着地の変更の措置を取ることがあります。

(1) 気象及び水象が観覧船の運航に危険を及ぼすおそれがある場合。

(2) 天災、火災、使用観覧船の故障その他やむを得ない理由が発生した場合。

(3) 船員、その他の者の同盟罷業、争議行為及びその他の事情が発生した場合。

(4) 旅客の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれる可能性がある場合。

(5) 使用観覧船の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合。

(6) 官公署の命令又は要求があった場合。

### 第3章 料金

(料金の額)

第6条 旅客の料金（以下「料金」という。）の額並びにその適用方法については、第3項から第4項までに定めるところによるほか、「岐阜市観覧船に関する条例」によります。

2 料金には、旅客の食事代金は含まれていません。

3 3歳未満の小児の料金は、無料とします。

4 手回り品の持込料金は、無料とします。

(料金の收受)

第7条 当市は、乗船の承認後、所定の料金を收受又はその手続きが行われたことを確認し、これと引換に乗船券を発行します。

2 当市は、旅客が料金を支払わずに乗船した場合は、船内において対応する料金を申し受けます。

(乗船券効力)

第8条 乗船券は、券面記載の観覧船の乗船に限り使用することができます。

- 2 旅客の都合により乗船券の乗船区間で途中下船した場合には、当該乗船券の前途は、無効とします。ただし、この運送約款において特に定める場合はこの限りではありません。

(乗船券の通用期間)

第9条 当市は、乗船券の通用期間を券面に記載します。

- 2 当市が第5条の規定による措置をとったことにより、旅客が新たに乗船の予約を希望する場合は、その乗船の予約手続きを行います。

(乗船変更)

第10条 旅客が乗船券の通用期間内に券面記載事項の変更を申し出た場合には、その乗船の承認を取消し、新たに乗船を希望する船の乗船券を発券します。ただし、変更しようとする船の輸送能力に余裕がない場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定により当市が変更の取扱に応じる場合、乗船の承認を取消すことに対し、所定の取消料がかかります。

(乗船券の紛失)

第11条 旅客が乗船券を紛失したときは、当市は、改めて料金を申し受けることがあります。

(不正乗船)

第12条 旅客が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、改めて料金を申し受けることがあります。

- (1) 船長又は当市の係員の承諾を得ないで乗船券を持たずに乗船すること。
- (2) 無効の乗船券で乗船すること。
- (3) 記載事項が改変された乗船券で乗船すること。
- (4) 当該乗船券を使用することができる者以外の者がこれを使用して乗船すること。
- (5) 当市の係員が乗船券の呈示を求めてもこれに応じないこと。
- (6) 不正の申告によって、料金の割引を受け、又は料金を支払わずに乗船すること。

(払戻し)

第13条 当市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗船券の発売営業所において、それぞれ当該各号に定める額の料金を払戻し又は払戻しの手続きを行う。

- (1) 旅客が乗船券の通用期間内に払戻しの請求をした場合（第2号及び第3号に該当する場合を除く。）には、券面記載金額の半額。
- (2) 死亡、その他旅客の一身に関する不可抗力により、旅客が乗船することを取り止めたときには、券面記載金額。
- (3) 当市が第3条第2項の規定により運送契約を解除した場合には、券面記載金額。

#### 第4章 旅客の義務

(禁止行為等)

第14条 旅客は、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) みだりに観覧船の操舵設備、その他運航の為の設備の作動装置を操作すること。
  - (2) みだりに観覧船内の立入り禁止された場所に立ち入ること。
  - (3) みだりに非常装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置、又は器具を操作し、又は移動すること。
  - (4) 石、ガラス瓶、金属片、その他観覧船又は船内の人、若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を観覧船に向かって投げ、又は発射すること。
  - (5) 他の旅客に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
  - (6) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。
- 2 旅客は、旅客定員の遵守等法令及び船内の規則を遵守し、船長又は当市の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持の為に行う職務上の指示に従わなければなりません。
  - 3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることができます。

(手回り品の保管)

第15条 旅客は、船内に持ち込んだ手回り品を自己の責任において保管することとします。

## 第5章 賠償責任

(当市の賠償責任)

- 第16条 当市は、旅客が、船長又は当市の職員の指示に従い、乗船したときから下船するまでの間に、その生命又は身体を害した場合は、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。
- 2 当市は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失、毀損等により生じた損害については、当市又はその使用人に過失があったことが証明された場合に限りこれを賠償する責任を負います。
  - 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。
    - (1) 当市が観覧船の構造上の欠陥及び機能の障害が無かったこと、並びに当市及びその使用人が当該損害を防止する為に必要な措置をとったこと又は不可抗力などの理由により、その措置をとることができなかったことを証明した場合。
    - (2) 当市が旅客又は第三者の故意若しくは過失により、又は旅客がこの運送約款を守らなかったことにより、当該損害が発生したことを証明した場合。
  - 4 当市は、第5条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、これを賠償する責任を負いません。ただし、第1項又は第2項の規定により当市が責任を負う場合はこの限りではありません。
  - 5 当市は、船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、生命又は身体の損害を受けた旅客一人につき、1億円以上を限度額としててん補することを内容とする保険契約を締結しています。

(旅客に対する賠償責任)

第17条 旅客がその故意若しくは過失により、又は、この運送約款を守らなかったことにより当市に損害を与えた場合は、当市は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

## 附 則

第1条 この運送約款は、令和6年4月1日より実施します。